

福岡県公報

令和二年七月二十八日
第百二十二号
増刊
①

目次

人事委員会

○福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

人事委員会

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年七月二十八日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第二十二号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則(昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(特定退職者に関する暫定措置)

6 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第十条の二及び第二十二条第二項の規定の適用については、第十条の二中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六条(各号列記以外の部分に限る。)に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第二十二条第二項中「雇用保険法施行規則(昭

和五十年労働省令第三号)」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則附則第六項の規定は、令和二年五月一日以降に退職した者について適用する。